

松江市社会福祉審議会の概要

資料2

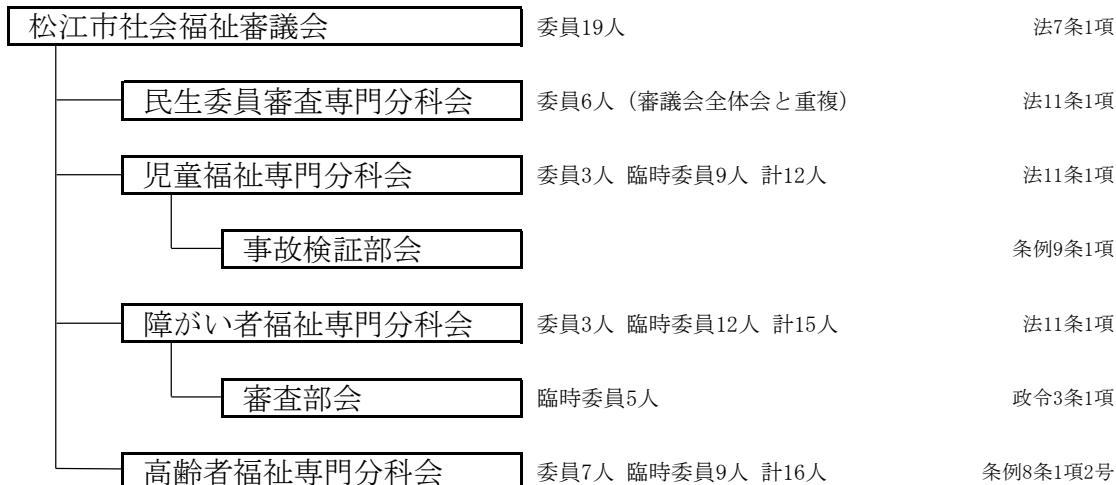
1. 社会福祉審議会の概要

- ・社会福祉法第7条第1項の規定により設置され、社会福祉に関する事項を調査する審議会
- ・松江市では既存の審議会等を再編・整理することにより設置

2. 委員・臨時委員

- ・社会福祉事業従事者、学識経験者、議会議員のうちから市長が任命（社会福祉法第9条）
- ・委員の任期は3年、臨時委員は専門委員会及び部会に参加
- ・委員は19人（条例では25人以内）、臨時委員は34人、計53人

3. 組織



※臨時委員1名兼職

4. 担任事務

審議会・専門分科会・部会	担任する事務	市の担当課
社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉に関する事項の調査審議（次の事項を含む） <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉法人の社会福祉充実計画作成に対する意見具申 ②地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定・変更及び計画の実施状況の調査審議 ③成年後見制度の利用促進に関する基本的事項の調査審議 	健康福祉総務課
民生委員審査専門分科会	・民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議	健康福祉総務課
児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉に関する事項の調査審議 ・児童福祉施設の設備及び運営の向上のための勧告に関する意見具申 ・家庭的保育事業等の設備及び運営の向上のための勧告に関する意見具申 ・幼保連携型こども園の設置、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取消しに関する意見具申 ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見具申 ・市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する意見具申及び計画の実施状況の調査審議 ・子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項及び施策の実施状況の調査審議 	こども政策課
事故検証部会	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故の問題点及び課題の抽出 ・事故の問題点及び課題を踏まえた、再発防止のために必要な改善策の検討 ・その他目的達成に必要な事項 	
障がい者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉に関する事項の調査審議 ・市町村障害福祉計画の策定・変更に関する意見具申 ・地域における障がい者等への支援体制に関する課題の情報共有、関係機関等の連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制整備の協議 	障がい者福祉課
審査部会	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付に係る医師の指定に関する事項 ・更正医療担当医療機関の指定に関する事項 ・身体障がい者の障がい程度に関する事項 	障がい者福祉課
高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉に関する事項の調査審議 ・市町村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定・変更に関する意見具申及び計画の実施状況の調査審議 ・地域包括支援センターの設置・運営及び事業内容に関する調査審議 ・地域包括ケア推進に向けた支援体制の整備についての意見具申 	健康福祉総務課